



京 都 労 働 局
平成 29 年 3 月 31 日
午前 10 時 00 分解禁

経済・府政・市政記者クラブ同時資料配付

担 当	京都労働局 雇用環境・均等室
	室長 金井陽子
	雇用環境改善・ 均等推進監理官 笠原 勝
	室長補佐 吉田 誠
	電話 075-241-3212 内線 110

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します

～アルバイトを始める新入学生が多い4月から7月まで～

京都労働局（局長 井内雅明）では、大学生等を対象にアルバイトを始める前に労働条件の確認を促すことを目的とした「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンを実施します。

学生がアルバイトをする際、事業主の労働基準法違反などにより、さまざまなトラブルに巻き込まれることがあります。これらのトラブルの中には、学生が必要な知識を持っていれば簡単に避けられるものも少なくありません。

そこで、アルバイトを始める前に労働条件の確認を促すため、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から夏休み前の7月までの間、集中的に周知・啓発を行います（資料1）。

【キャンペーンの概要】

1 実施期間 平成29年4月1日から7月31日

2 京都労働局が行う主な取組内容

(1) 大学等における労働法セミナー、出張労働相談等（資料2）

大学等に出張し、学生を対象としたセミナーを実施

出張相談を実施し、その際、労働に関するトラブルについての相談を受けた場合には、内容に応じて労働基準監督署等と連携して迅速に対応する

(2) 「若者相談コーナー」の設置（資料3）

府内9か所の総合労働相談コーナーに学生が容易に相談できる「若者相談コーナー」を設置

(3) 周知・啓発の実施

・府内の事業主団体、労働団体への協力依頼

・リーフレットの配布、ポスターの掲示

・京都ブラックバイト対策協議会（構成員 京都労働局、京都府、京都市）による連携した周知・啓発活動

3 厚生労働省が行う主な取組内容

- (1) 労働条件ポータルサイト「確かめよう 労働条件」の開設
- (2) 夜間、休日に無料で相談できる労働条件ホットラインの開設 (☎0120-811-610)
- (3) e-ラーニング教材「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法」の開設
- (4) 関係団体への協力依頼

【参考】

昨年の京都労働局のキャンペーン実績 (平成 28 年 4 月～7 月)

- 1 学生からの労働相談 57 件
(相談例)
 - ・当初の約束よりも長くシフトに入るように言われて困った
 - ・アルバイトで働いているとにときに有給休暇はなかった
 - ・夜 10 時以降の割増賃金の支払いがなかった
 - ・レジの不足を負担したことがあった
- 2 出張労働相談 2 回
- 3 労働法講義 8 回 (のべ 650 人)
- 4 経営者団体への要請 18 団体

【資料】

- 1 事業主の皆さんへ「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン中です！！
- 2 学生・生徒の皆さんへ 総合労働相談コーナーをご利用ください
- 3 学校関係者の皆さんへ「学生向け労働法セミナー」の実施について